新富会関東支部会則

（名称及び組織）

第1条 本会は、「新富会関東支部」（以下「本会」という。）と称し、関東地区及び近郊に居住又は勤務している新富町出身者及びその縁故者をもって組織する。

（目的）

第2条　本会は、会員相互の親睦及び情報交換を図るともに、諸活動をとおして新富町のＰＲ及び発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）総会及び役員会

（２）会員の連絡調整

（３）ＰＲ活動

（４）その他必要ある事業

（総会）

第4条 総会は年１回開催し、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

（会員）

第５条　本会の会員は、次のとおりとする。

（１）正 会 員　新富町出身者で、関東地区に在住又は勤務している者および新富町に居住したことのある者

（２）賛助会員　本会の目的に賛同し、役員会の推薦を得た者

（役員等）

第６条　本会に次の役員を置く。その任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

（１）会長１名

（２）副会長１名

（３）監事１名

（４）事務局長１名

（５）事務局員　新富町職員

（役員の職務）

第７条　役員の職務は、次のとおりとする。

２　会長は、本会を代表し会議の議長となるとともに、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
４　監事は、会の業務及び会計を監査する。

（経理）
第８条　本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を以ってこれに充てる。
２　会計は、事務局で行う。
（会計年度）
第９条　本会の会計年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

（会計報告）
第10条　会計は、毎年会計年度経過後、遅滞なく会計報告書を作成し監事の承認を得た上、会員に報告するものとする。

（委任）
第11条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
この会則は、平成１９年４月１日から施行する。